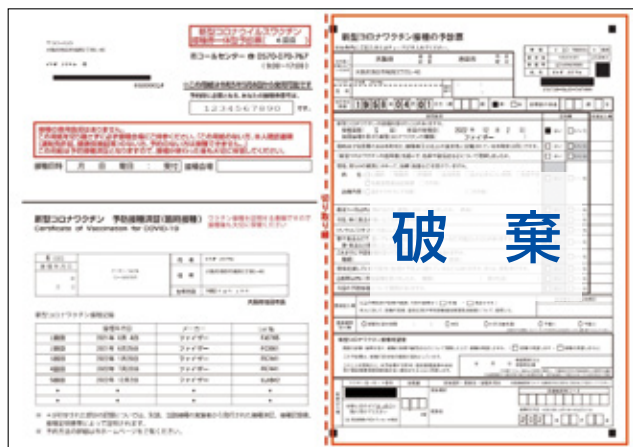


新型コロナウイルスワクチン接種のご案内

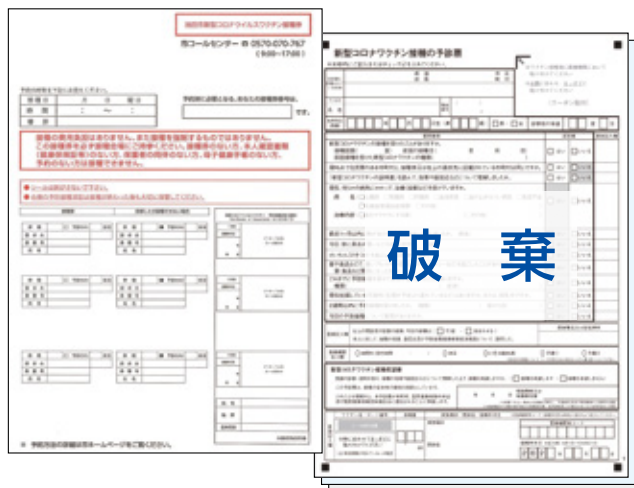
新型コロナウイルスの特例臨時接種は3月31日(日)をもって終了しました。お手持ちの接種券と予診票は3月31日をもって使用できません。ご使用にならなかったものは破棄していただきますようお願いいたします。

市民の皆さんへのお願い

【接種券一体型予診票】



【シール型の接種券+予診票】



接種券一体型予診票をお持ちの方は、予診票(上記の右側枠線部分)は破棄してください。左側の部分は予防接種済証となりますので、必要な方は大切に保管してください。

シール型の接種券をお持ちの方は同封されている3枚複写の予診票を破棄してください。シール型の接種券についている予防接種済証は、大切に保管してください。

4月1日(月)以降の定期接種については現在未定です。最新の情報については市ホームページや広報誌をご覧ください。

問 健康増進課 ☎754・6031 (3月29日(金)までは新型コロナウイルス対策課 ☎737・6020)

高齢者の運転免許証自主返納を支援

運転免許証を自主返納した後期高齢者に、阪急バスICカード「hanica(ハニカ)」2,000円分を補助します。

※申請および請求は対象者1人につき1回限り。詳細は市ホームページをご覧ください。



時期	4月1日(月)～7年3月31日(月)
受付場所	交通道路課
配布対象	①申請日に本市の住民基本台帳に記載されている方 ②「申請による運転免許の取消通知書」の通知日と同一年度内に75歳以上の誕生日を迎える方 ③4月1日以降に全部の運転免許証を自主返納して「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受けた方 ※一部返納および運転免許証の有効期限を迎え、更新手続きをしない場合は対象外。
持ち物	①申請書 ②「申請による運転免許の取消通知書」の写し ③ハニカの新規購入またはチャージ費用の領収書 ④本人確認書類
申請方法	上記の書類を持って直接同課 ※ご家族など代理人による手続不可。

問 同課 ☎754・6281

後期高齢者医療 6年度保険料率

主に75歳以上の方を対象とした医療制度です。6年度保険料率は次のとおりです。

●保険料率

年間保険料は、均等割額(57,172円)に所得割額【賦課の基となる所得金額×所得割率11.75%(6年度においては賦課の基となる所得金額が58万円を超えない場合は10.94%)】を足した合計が年間の保険料になります。賦課の基となる所得金額とは、各所得金額の合計額から基礎控除額を控除した額です。

年間保険料の上限は80万円(ただし、6年度において昭和24年3月31日以前生まれの方などについては73万円)です。

●保険料の軽減

世帯の所得額に応じて、保険料の均等割額が下表のとおり軽減されます。区分は同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などで判定します。

また、後期高齢者医療制度に加入する日の前日に会社の健康保険や共済組合加入者の被扶養者であった方については、当分の間、所得割は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

●納付方法

年金の年額が18万円以上の方は原則特別徴収(年金からの天引き)になり、年金受給日に年金から直接天引きされます。それ以外の方は普通徴収になり、7月に送付する保険料額決定通知書に同封している納付書や口座振替で納めてください。

○仮徴収について

前年度の2月に特別徴収で支払った方は、4・6・8

月に同じ額が年金から仮徴収されます。4・6・8月から新たに特別徴収となる方には、5年度の保険料額を基に決定し、保険料仮徴収額決定通知書を送付します。また、7月に6年度保険料額決定通知書を送付します。決定した保険料額と4・6・8月に納めた仮徴収額の差額を、10・12・2月の年金から3回に分けて特別徴収します。

無料受診できる健康診査

◆健康診査

同制度の被保険者には、5月上旬(年度途中で75歳になる方は誕生月の翌月中旬)までに「健康診査受診券」を送付します。受診券に記載された有効期限(7年3月31日(月))までに無料で1回受診できます。

◆歯科健康診査

4月から指定する歯科医院で年度中に無料で1回受診できます。対象者には、5月上旬までに「歯科医院リスト」を送付します。

☑指定医療機関などで事前に予約し、受診券と被保険者証を持って直接指定医療機関(歯科健康診査は受診券不要) ☑府後期高齢者医療広域連合給付課☎06・4790・2031 ※長期入院中や施設入所中の方などは対象外。受診の際は、必ず事前に医療機関へお問い合わせください。

軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)
7割	17,151円	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(注)-1)】 を超えないとき
5割	28,586円	【基礎控除額(43万円)+29万5千円×(被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数(注)-1)】を超えないとき
2割	45,737円	【基礎控除額(43万円)+54万5千円×(被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数(注)-1)】を超えないとき

(注) 給与所得者等とは次のいずれかの条件を満たす方になります。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は軽減判定の対象所得に含まれます。

☎ 保険医療課 ☎ 754・6258

体育指導の充実や運動習慣の改善に 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

5年4月から7月までの間に、子どもの体力の向上のための課題を検証し、その改善を図ることを目的とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査が、全国の小学5年生と中学2年生、義務教育学校の5・8年生を対象に実施されました。

本市の結果概要

今年度の体力合計点は、中学校男子は全国平均を若干上回っていますが、小学校男子・女子、中学校女子は全国平均を下回っており、全体的に課題が見られる結果でした。個別の調査項目を見ると、小学校においては「反復横とび」、中学校においては「ハンドボール

投げ」で、特に課題が見られました。また、アンケートの結果では、平日の運動時間(体育の授業を除く)が全国よりも少なく、運動する機会と場の確保に課題が見られました。



今後の取り組み

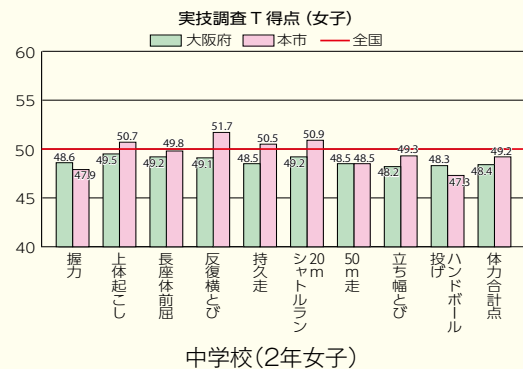
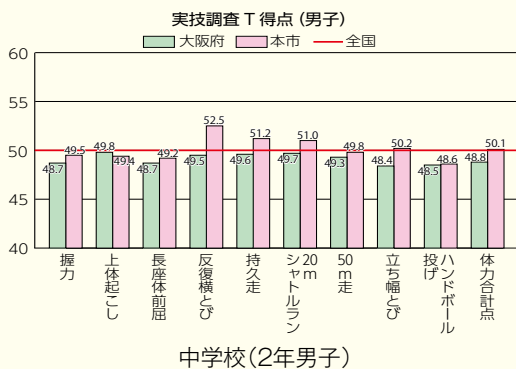
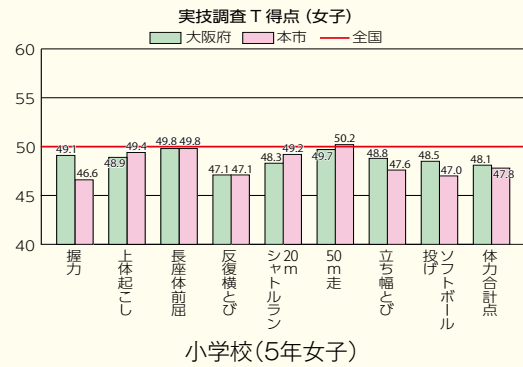
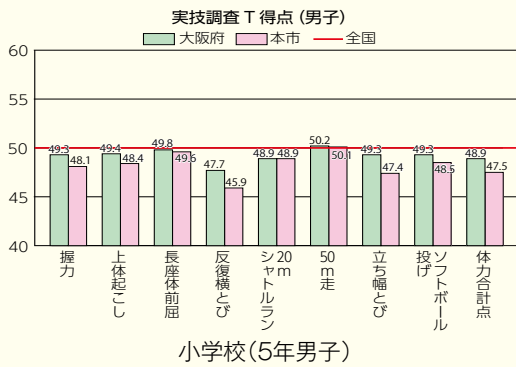
バランスよく体力を向上していくためには、幼少期からさまざまな動きを経験することが大切です。遊びを通して、さまざまな動きを経験できるよう、環境づくりを工夫するとともに、縄跳び大会や球技大会など、各校の実態に応じて、運動に親しむ機会をつくっていきます。

また、体操や水泳など、その種目の指導に精通した先生やコーチに教えてもらう機会をつくることで、各運動領域の技能能力向上を図るとともに、運動することの楽しさや大切さを伝えていきます。

全国・大阪府との比較

調査項目 ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤持久走 ⑥20mシャトルラン ⑦50m走 ⑧立ち幅とび ⑨ソフトボール投げ(ハンドボール投げ)

※実技調査T得点は全国平均値(50点)に対する相対的な位置を示す指標。⑤持久走は中学校のみ。



問 学校教育推進課 ☎754・6293